

山形大学附属図書館企画展

「中条家文書の世界」展 解説

平成20年11月5日～9日

はじめに ～中条家文書について～

当館所蔵・中条家文書は、米沢藩家老中条家に伝わり、昭和47年、米沢市の中条敦氏から本学に譲与された古文書群です。平成4年にはこれらのうち、233点が国の重要文化財に指定されました。

中条氏は相模国（神奈川県）三浦半島を本拠とする三浦和田氏を先祖に持ち、鎌倉時代中期の建治年間に越後国奥山荘（新潟県胎内市）に土着し、中条・北条（黒川）・南条（関沢）の三氏に分立しました。そのため、鎌倉時代より連綿と続く名族であり、本文書には源頼朝・新田義貞・上杉謙信・直江兼続（2009年大河ドラマ主人公）ら歴史上の有名なものが多く含まれています。

特に土地の境界争いを一族の内外で繰り広げる中で、豊富な荘園関係史料が残されました。そのため、良質の史料を伝える奥山荘は全国の研究者から注目され、本文書を素材として、多くの著名な研究が生まれました。

残念ながら中条家に伝わった古文書の中には、明治以降分散したものがあり、それらの内主なものは「越後文書宝翰集」と呼ばれ、現在は新潟県立歴史博物館に所蔵されています。

今回は平成5年以来、15年ぶりとなる中条家文書の一般公開となります。県民の皆様にご貴重な史料を直に見ていただくと同時に、生の歴史の面白さを知っていただく機会となるよう、わかりやすい展示を心がけました。ぜひ最後までご覧ください。

中条氏の歴史 鎌倉時代

中条氏は、源頼朝旗揚げに参加して活躍した三浦和田氏を出自とし、鎌倉幕府で初代侍所別当に任じられた実力者・和田義盛の弟・和田宗実を始祖としています。宗実が鎌倉幕府成立と同時に越後国奥山荘の地頭職を得ます（史料）が、それ以前から源義仲追討の恩賞としてその地を得ていたと考えられています。

その後、宗実は所領を猶子・高井時茂に譲与します（史料）。やがて、三浦和田氏は北条氏と対立し、建暦2年（1213）の和田合戦と、宝治元年（1247）の宝治合戦で一族滅亡に近い状態となるものの、時茂は両度の合戦で幕府方につき、所領を守りました。

時茂の子は早世したと見られ、建治3年（1277）、彼は三人の孫に所領を譲与します。すなわち、嫡孫茂連には奥山荘中条、茂長には北条、義基には南条の地を分け与えます（史料 地図参照）。「条」はこの地方のことはで村の集まりを指す。

しかし、この建治分与に不満を持った時茂の娘・尼意阿は3人の甥を相手取り訴訟を起こします。1回目の訴訟をあえなく棄却された意阿は、幕府に再審査を請求し、この2回目の訴訟では茂連が意阿に味方したため、結果として敗訴になった茂連の所領は幕府に収公（没収）されてしまいます。

茂連の子・茂明はこれを不服として3回目の訴訟に訴え、所領の多くを回復します（史料）が、茂明が北条時村暗殺事件の実行犯となったため、所領は再度収公されます。

こうして中条氏は滅亡の危機を迎え、雌伏の時期を過ごしますが、亡き茂連の妻・尼道信は北条氏(得宗)を相手取り、訴訟を起こして所領の一部返還を認めさせています(史料)。

史料 鎌倉将軍(源頼朝)家政所下文

まんどころくだしがみ

建久3年(1192)10月21日

源頼朝が源義仲追討の恩賞として、三浦和田宗実を越後国奥山荘の地頭職に補任した文書。



政所下文は、三位以上の公卿に設置することを許された政所(家政をとりしきる役所)が発給する公文書で、頼朝はこの年7月に征夷大将軍に補任されて、政所の設置を許されたため、それ以前に発給した下文を回収して新たに政所下文を発給した。そのため、この文書は鎌倉幕府成立を直接物語る史料であると同時に、奥山荘地頭職は

これ以前に宗実に与えられていたらしいことがわかる。

《翻刻》	
(源頼朝)	将軍家政所下 越後国奥山荘官 (兼)
補任地頭職事	平 宗実
右人、補任彼職之状、	(所仰)
如件、庄官宣承知、勿	(遺失)
以下、	(後長)
案主藤井(花押)	(光家)
令民部少丞藤原(花押)	知家事中原(花押)
別当前因幡守中原朝臣(花押)	(大江広元)
前下総守源朝臣	(邦業)

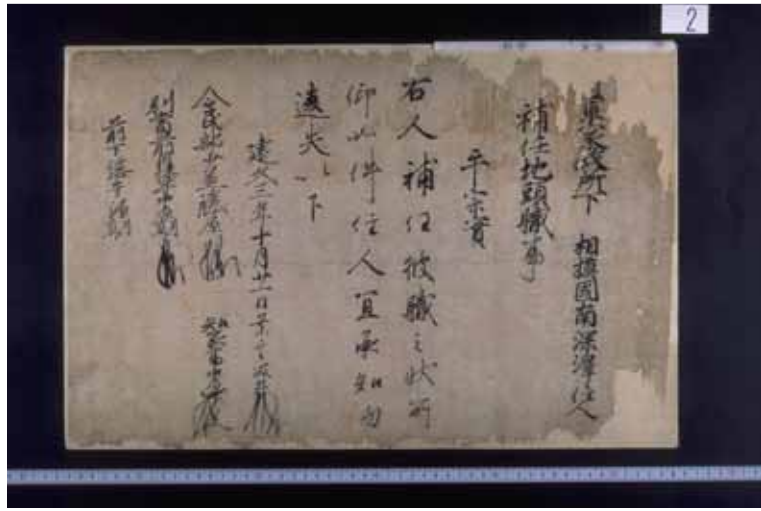
史料 鎌倉将軍(源頼朝)家政所下文

まんどころくだしがみ

建久3年(1192)10月21日

源頼朝が、三浦和田宗実を相模国南深沢の地頭職に補任した文書。奥山荘のものと同時に発給された。地頭は荘園の現地管理者であり、荘園領主への上納の義務を負ったとはいえ、実質的な領主と言ってもよかった。南深沢郷は宗実以後三浦和田氏の本貫地であり、越後国の所領には代官を派遣して統治に当たっていた。しかし、建治年間に所領を分与された茂連・茂長・義基の3人以降、一族は越後国奥山荘に土着して、現地の国人領主と姻戚関係を結び、惣領とし

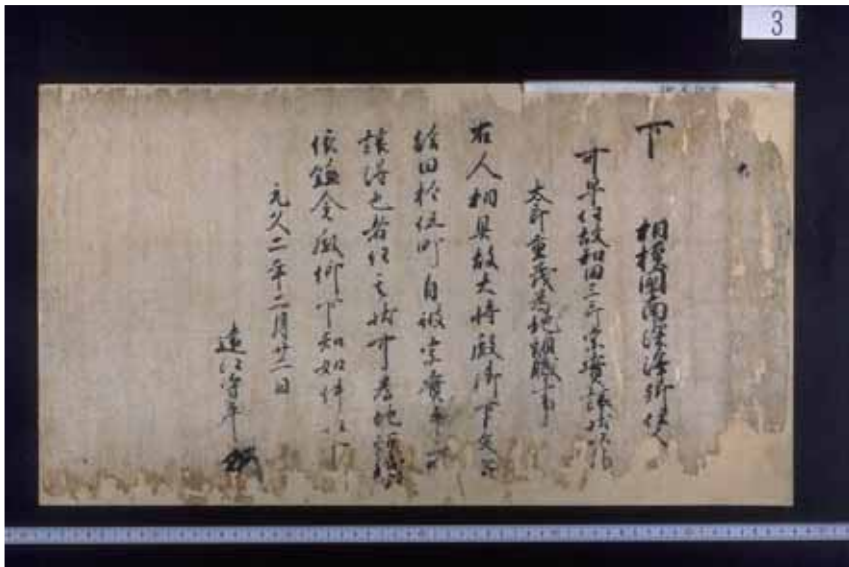
て支配を展開していく。



《翻刻》
(源賴朝)
 將軍家政所下 南深沢住人
 補任地頭職事 平 宗実
 右人、補任彼職之状、所仰如件
 住人宜承知、勿違失以下、
 建久三年十月廿一日
(俊長)
 案主藤井(花押)
(二階堂行政)
 令民部少丞藤原(花押)
(光家)
 知家事中原(花押)
(大江広元)
 别当前因幡守中原朝臣(花押)
(邦兼)
 前下總守源朝臣

史料 関東下知状

かんとうげちじょう



元久2年(1205)2月22日
 和田宗実の甥で、猶子
 (養子・娘婿)の高井重茂
 を相模国南深沢郷の地頭
 職に補任した文書。この
 文書は2代將軍頼家廢立
 事件ののち、源実朝が3
 代將軍となった直後に発
 給されたものである。頼
 朝以来幕府発給文書には
 下文が用いられていた
 が、ここでは実朝に下文
 を発給できる条件が整っ
 ているにも関わらず、関
 東下知状という將軍の意
 を奉じて北条時政が下知
 (命令)を下すという形
 式で発給されている。す
 なわち、北条氏が執権と
 して実権を掌握していく

一過程をしめす史料と言える。



《翻刻》
 下 相模国南深沢郷住人
 可早任故和田三郎宗実讓状、以高井
 太郎重茂為地頭職事
 右人、相具故大將殿御下文等、
 給田拾五町自彼宗実手所
 讓得也者、任其状、可為地頭職者
 依鎌倉殿仰、下知如件、以下、
 元久二年二月廿二日
 (北条時政)
 遠江守平(花押)

史料

沙弥道円

高井時茂(讓状)

高井時茂が3人の孫の一人茂連に所領(地頭職)を譲与する旨を記した文書。相模国(現在の神奈川県)三浦半島に根拠をもち、三浦義明・和田義盛といった創業の功臣を輩出した三浦和田氏であるが、建暦2年(1213)の和田合戦と、宝治元年(1247)の宝治合戦で一族滅亡に近い状態となった。幸い両度の合戦を

生き延びた当主高井時茂は、茂連・茂長・義基の3人の孫に所領を譲与した。この3人がそれぞれ奥山荘中条氏・黒川(北条)氏・関沢(南条)氏の祖となった。鎌倉時代の御家人の家では、このように分割相続が一般的だった。本文書では中条と北条・南条の境界が指示されており、これを元に現在の地図上に荘園の境界を比定することも行われている。

《翻刻》
 讓渡所領事 左衛門三郎義頼分

越後国奥山庄内
 い、つ三・いしそね・あか、八・ついち・
 御ほつてん・はくろ・つ、三おか・むらまつ、
 あはのかつら山、あま半分にし、
 さかみのくにつむらの田さいけ、いまいち

右このさかい八、なか八のさつ入道をもつてたてさせたりしことく、あつさのをかまつより、しハ、しのわたとのを、やなきより、九郎大夫かしんほのきたのたかきををかきりて、はま八むらまつこのたかの三やをすくにうミへなり、又、きた八、たいのか八の中すんを、くさつこのしもいもしやの毛のともかい糸のまへのか八のなかれを、たかのわたとすいくわん房かい糸のミなミはやしのもりのまへのか八のなかれを、たかの、いち八のそ八のか八のなかれなり、か八をこひて、たかの、ふんの田あるへからす、これをかきりてちきやうすへし、御くうし八、三人のまこ同しほとたるへし、た、し、四郎八せき・たかのよりあふへし、もしこのまことも・おいとものなかにあらん、をいたす物あら八、そのそりやうをかミへめされ、おはからいとして、まこの中にをんひんの物にあて給るへし、またゆいのちのそせう八、あいついてすへき也、よんでゆつりしやうくたんのことし、

建治三年十一月五日沙弥道円(花押)



史料 関東下知状

かんとつけちしょう

正安3年(1301)8月20日

中条茂連の子・茂明（北条時宗の孫）が起こした訴訟に対する幕府の裁決状。茂連が訴訟中に死去したことにより、彼の領地は収公（没収）されていた。茂明はこの裁決で奥山荘中条の3分の2を取り戻すのに成功している。しかし、この裏には恐らく茂明の幕府有力者へのロビー活動があったものと思われる、この訴訟の4年後に起きた連署・北条時村の暗殺事件に、茂明は実行犯12名の一人として加担している。事件後、茂明は幸い逃亡に成功するが、奥山荘などの領地は再度収公され、中条氏は滅亡の危機に瀕してしま

《翻刻》

和田七郎茂明申曾祖父高井兵衛三郎

時茂法師法名道円遺領事

右、道円建治三年十一月廿八日他界之刻、同五日分讓所領於孫子茂連・義基・兼連并女子尼意阿畢、彼状為謀書之旨、意阿訴申之刻、弘安十年茂連・義基等預裁許畢、意阿越訴申之間、重有其沙汰之処、於意阿者被奇置越訴、至茂連等者建治讓状事、先度者実書之由申之、今又謀書之旨称之、依為奸謀、所被召上所領也、爰如茂明越訴状者、号建治三年四月廿八日道円自筆目六、義基始所備進也、彼状条々依有紕繆加謀難之処、不及御沙汰之条難堪也、就中、意

改

阿越訴有其謂之間、先日一同之儀、令各別之条、不可有其難之処、称有变申之咎、茂連遺領不残段步被収公之条、令参差者也云々者、建治目錄事、為先日状之間、究明依無其詮、被奇捐之条、先日成敗無相違歟、次、茂連罪名事、道円死去之時者、茂連在京之間、不知子細、義基称死期之讓状依賦与、為実書之由、先度雖令言上、為謀書之旨意阿所申、非無子細之間、改一同之儀畢、縱義基所帶状等雖被処実書、不可過謀略罪科之処、悉被召所領之条、令依違之旨、茂明所申非無子細歟、然則於奥山庄者、充行替於当給被返付茂連跡、至其外所領等者、未被付給人云々、如元可令領知者、依鎌倉殿仰、下知如件

正安三年八月廿日

陸奥守平朝臣
相模守朝臣

《現代語訳》

和田七郎茂明が申した曾祖父高井兵衛三郎時茂法師（法名道円）の遺領の事、道円は建治三年十一月二十八日に他界した際に、同月五日に所領を分けて、ことごとく孫の茂連・義基・兼連ならびに娘・尼意阿に譲った。

弘安十年、その譲り状が謀書（偽物）であると意阿が訴え出た時、茂連・義基等ことごとく裁許に預かった。意阿が越訴（上訴）を訴え出たので、重ねて沙汰が下って、意阿の越訴は棄却された。茂連等は建治讓状について、一度目は実書（本物）と申し出たのに、今度は謀書と称して、奸謀をなしたため、所領は召し上げられるところとなった。

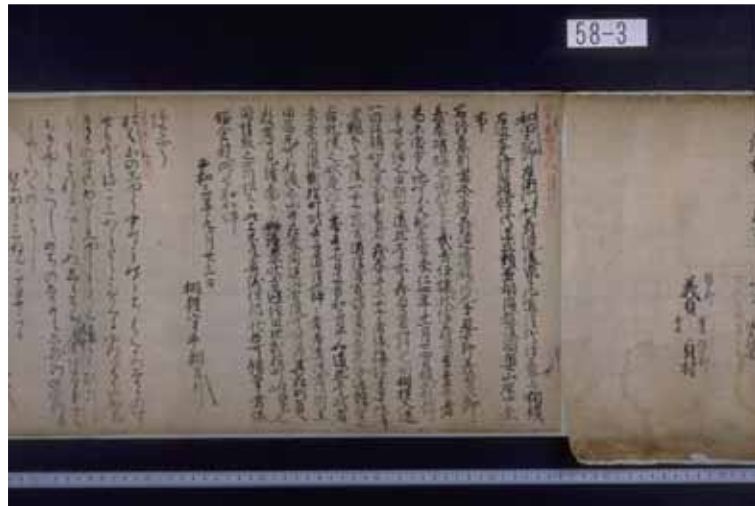
今回、（茂連の子）茂明が越訴した内容は、建治三年四月二十八日付道円自筆目録は、初め義基の所へ備えてあったもので、その個々の条文は誤りがあるので、はかりことを加えるのは難しいところであるのに、御沙汰がこの点に考慮していないのは耐え難いことです。とりわけ、意阿の越訴は理にかなっていたので、先日の一同の相談では、各別の御沙汰が下ることは難しくないだろうと申し出た所に、主張を変えた咎により、茂連遺領が一段歩も残らず収公（没収）されたことで、（これを不服として）このたび参りました、というものである。

まず、建治目録の事は、先日の訴訟でも究明され、理由無いこととされているので、この条を先日の成敗と同じく棄却する。

次に茂連罪名の事は、道円が死去した時、茂連は在京していたので、子細を知らずに、義基に死期に際しての讓状と称して与えられたものを実書と信じたものである。先の沙汰があったところではあるが、意阿が謀書と主張するため、与同したもので、大きい非はなかったものである。改めて一同ことごとく検討したところ、たとえ、義基の持つ譲り状を実書としたとしても、謀略罪は過大すぎるものであって、所領をことごとく召し上げるといふ命令には従えないという、茂明の申すところの子細に非はなく、従ってここにおいて、奥山荘は茂連の後継ぎ（茂明）に返給するものとする。その他の所領について、未給付の者が（いる）云々という所は、元の如く知行されるべきである。鎌倉殿の仰せによって、下知件の如し。

史料

関東下知状案
かんとうげちじょう



正和3年（1314）9月23日

中条茂連後家の道信と北条規時との相論（紛争）について、幕府の裁決を記した文書。北条時村暗殺事件ののち、中条茂明は逃亡し、領地を没収されてしまふ。このような危機の中、尼・道信（茂明の父の室だが実母ではない）は得宗の孫である規時を相手に訴訟を行い、中条の内3分の1を取り戻した。おそらくこの勝訴は異例のことであったが、道信はこの訴訟費用を賄うために実家筋の佐々木加地顯信から多額の借金をしており、この時期の中条家存続の裏には、道信らの女性の活躍があった。

《翻刻》

校正了

羽黒・鷹栖御下知道信給之(朱書)

和田三郎左衛門尉義連後家尼道信代浄意与相模

左近大夫将監規時代道然・頼兼相論越後国奥山庄中条

事右浄意則当条者、義連遣領内也、子息七郎義貞・八郎

義泰確論之間、於参分式者、任讓状給義貞、至言分者

為未処分之地、可支配之旨、永仁四年十一月廿四日被裁許

畢、可分給之由訴之、道然等亦義貞当知行之間、相模入道

一円拝領、如先度事書者、義泰二女子者、依并構謀書、可除得

分親云々、其後一女子死去、道信者、有謀書同意之旨、難競望之

旨、就陳之、欲是非之處、去十七日兩方和与畢、如道然等状者

当条内田地式拾、町所去与道信也、坪々者、差遣使者、以羽黒

田為先、可打渡之、山在家同追此分限可付渡、其在所員

数并山者、可見給図云々、如浄意状者、避給田地式拾町如浄付在家之

間、請取之止訴訟云々、此上不及異儀、任彼状各可領掌者、依

鎌倉殿仰、下知如件、

正和三年九月廿三日

(北条熙時)

相模守平朝臣判

《現代語訳》

和田義連後家尼道信の代理人・浄意と北条規時の代理人道然・頼兼との間の越

後国奥山庄中条の境界紛争調停

右の浄意によると、当条は、義連(茂連)が遣した所領の内であり、子息義貞

(茂明)・義泰(茂泰)の間で紛争になったので、三分の二を、讓状に任せて義

貞に給付し、残り三分の一は未処分の地となっていたものである。これをこと

ごとく支配すべしという旨の裁許を永仁四年十一月二十四日付で受けている。

道然等はまた義貞の当知行について、得宗の一円領として拝領し、以前の事書

のごとく、義泰の二人の娘は、謀書を作成したことによって、親の得分から除

かれるべきと述べている。その後女子一名が死去し、(残った)道信は、謀書作

成に同意した旨により、和解しがたい旨を述べている。

この紛争に決着を付けるべく、去る十七日、両者はことごとく和与(示談和解)

をした。

道然等の側は、当条内の田地二十町を手放し、道信に与えるものとする。坪々

(平地)は、使者を差し遣わし、まず羽黒の田地を先として、これを打ち渡すこととする。山・在家は同じく追ってこれを分限(領地)とするべく打ち渡すこと。その在所の員数と山は絵図を見ることとする。浄意の側は、田地二十町と在家の給付を受けたら退き、これを受け取って訴訟をやめること。このうちは異議に及ばず、各々この和与状に従って所領を掌握すること。鎌倉殿の仰せによって、下知件の如し。

中条氏の歴史 南北朝時代

道信は茂明の弟・茂泰の子・義成に所領を譲与します。母・尼教意からも所領を譲与された義成は、中条の羽黒を中心として独立を保ち、中条分家・羽黒氏の創設を見ます。

一方、所領を収公されていた中条茂明の子・茂繼は、鎌倉末期の動乱に際し、いちはやく朝廷方につき、倒幕運動に参加したものとみられ、元弘3年(1331)、護良親王の令旨を得て、将来の旧領の安堵を取りつけます。倒幕が成ると、後醍醐天皇の建武政権は、現知行地の安堵は国司(地方長官)が行い、旧領回復は綸旨(天皇の公文書)により行う方針としました。史料は越後国司となつた新田義貞が安堵を行った例です。

しかし、建武新政権は相当混乱していたとみられ、この年、黒川茂実(北条の他に中条の地の安堵までもが与えられてしまっています。このため、この綸旨を根拠として中条の実効支配に乗り出した茂実と、現地を掌握していた中条一族との間で合戦になるという事態が起きます。結局、2年後の建武2年に改めて茂繼へ中条安堵の綸旨が出され、ようやく中条氏は旧所領を回復しました。

翌建武3年(1336)、南北朝が分裂し内乱が勃発すると、三浦和田の一族は北朝・



武家政権側につきま。建武4年(1337)、茂継は庇護者であった鎌倉の三浦高継の元を離れ、中条へ入りますが、まもなく死去(おそらくは戦死)します。一方、羽黒義成は足利直義(尊氏の弟)の命を受けて南朝方と戦っています(史料)。

次いで尊氏・直義兄弟の対立により、室町幕府が分裂し、武力衝突(観心の擾乱)が起きると、三浦和田一族は尊氏方へつきますが、遠方の所領が横領にあい、掌握が困難になります(史料)。

史料

尼浄智申状

あまじょうち もつじじょう

元弘3年(1333)12月

佐々木加地八郎左衛門の

娘・尼浄智が越後国加地荘

萩曾禰条田中村地頭職の

安堵(保障)を申請し、越後

国司新田義貞が袖加判の国宣

(文書の袖にサインする形式

の国司が発給する公文書)に

より、申請を承認する旨を記

している。元弘3年6月、発

足したばかりの建武新政権は、

現在知行している所領を国司が安堵する旨を發布し、同年8月倒幕に多大な功績のあつた新田義貞を越後国司に任命した。この文書は前記方針に基づき発給されたもので、越後国司としての義貞の活動が確認できるものである。

《翻刻》

任去年七月廿六日宣旨、知行

不可有相違之状、国宣如件、

建武元年三月十八日

源朝臣(新田義貞)(花押)

佐々木加地八郎左衛門入道女子尼浄智謹言上

欲早被経御沙汰、任傍例、下賜安堵国宣、備向後亀鏡

越後国加地庄萩曾禰条内田中村地頭職間事、

右所者、依為尼浄智重代相伝所領、当知行致今無

相于違者也、然則、致調度具書等者、雖可令持参之、為

物詣依令在京、不及進覽之、於当知行之段者、佐々木

加地孫二郎有盛有御尋之处、載起請文詞、請文

令進覽之上者、不可相御不審者也、早下賜安堵

国宣、為備向胎後亀鏡、恐々言上如件仍

元弘三年十二月 日

史料

足利直義軍勢催促状

あしかがただよしくんぜいさいそくじょう

建武5年(1338)閏7月10日

足利尊氏の弟・直義が羽黒

義成に発給した軍勢催促状

(軍事動員命令書)。この中

で直義は「高八郎師貞(越

後守護高師泰の代官)を凶

徒討伐のために派遣するの

で、彼に従い軍忠を致すよう

に」と命じている。この文書

が発給されたのは、建武5年

閏7月10日であるが、この

8日前の閏7月2日、新田義

貞が斯波高経に攻められ、越

前国で戦死している。南朝方

の劣勢に乗じて、一気呵成に

攻めようという北朝側の戦

略が窺える。また、中条分家

である羽黒家の義成が戦乱

の中、活躍していることがわかる。



《翻刻》

越後国凶徒対治事所差遣高八郎也早随彼催促致軍忠之状如件、

(足利直義)

建武五年閏七月十日(花押)

三浦和田又三郎殿

史料

室町幕府引付頭人桃井直常奉書

むろまちばくふひきつけとうにんもものいただつねほうしょ

観応2年(1351)7月4日

室町幕府引付頭人桃井直常が阿波国

の国人小笠原蔵人太郎に宛てた奉書

中条茂資の代官の訴えによると、阿波

国勝浦山において小笠原蔵人太郎が河

村某とともに横領をおこなったが、今

月中に係争地を地頭代官へ引き渡すよ

うに、とある。桃井直常は足利家家臣

で室町幕府の有力武将。この文書が発

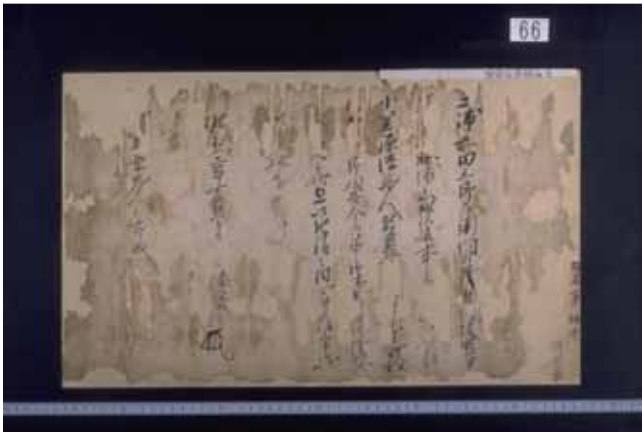
給された観応2年は、足利尊氏・直義

兄弟が対立し武力衝突に至った「観応

の擾乱」の最中であり、この時期は直

義方が京を占領していたため、直義方

の直常が引付頭人(訴訟担当者の長)



になっていた。戦乱に伴い、奥山荘を本拠とする中条氏の遠隔地の所領が維持困難になっていたのがわかる。

《翻刻》

三浦和田三郎左衛門尉茂助代俊賢申、
阿波国勝浦山地頭職事、申[]如此、
小笠原蔵人致濫妨[]、所詮、
河村[]郎相共、今月中沙汰付地頭茂助代、
可執沙汰之状、且以起請之詞、可被注申之状、
依仰執達如件、
(桃井直常)
観応二年七月四日 播磨守(花押)
小笠原蔵人太郎殿

中条氏の歴史 戦国時代

茂継から7代下った中条氏惣領・藤資は越後の国人衆(在地領主)として活躍しました。中条氏のように阿賀野川以北に根を張った国人は「揚北衆」と呼ばれ、守護上杉氏・守護代長尾氏の入部以前からの有力者で、大名権力の確立後も独立を保持していました。

当時の越後は、守護・上杉定実、守護代・長尾為景の時代で、定実は為景が据えた守護でしたが、藤資は両者に安堵を申請しており、必ずしも両者は友好関係にありませんでした。そのため、為景は信頼する同盟者であった藤資との

間に起請文を取り交わしています(史料)。

為景没後、藤資は守護上杉家へ伊達家から養子をもらうことを仲介し、守護代長尾晴景と対立します。しかし、これは伊達家・越後双方で賛成派と反対派の内乱となり、実現しませんでした(天文の乱)。

次の長尾景虎(上杉謙信)の代になっても藤資は活躍し、川中島の戦いに出陣して感状をもらっています。一方で黒川氏との境界紛争が続いており、謙信は色部氏や天室光育(謙信の師匠)を代理人として両者を和解させています(史料)。

藤資没後後を継いだ中条景資は42才の若さで没し、ここに中条嫡流は断絶します。謙信は吉江景資の子・景泰を養子として中条家を継がせました。この景泰は謙信の寵臣で非常に大事にされました(史料)が、上杉景勝の代になって、織田信長の侵攻軍から越中・越後を守るため越中・魚津城(富山県魚津市)の守備に派遣され、天正10年(1582)年、若くして戦死してしまいます(史料)。

景勝は景泰の子で若干5歳の一黒に跡を継がせています(史料)。

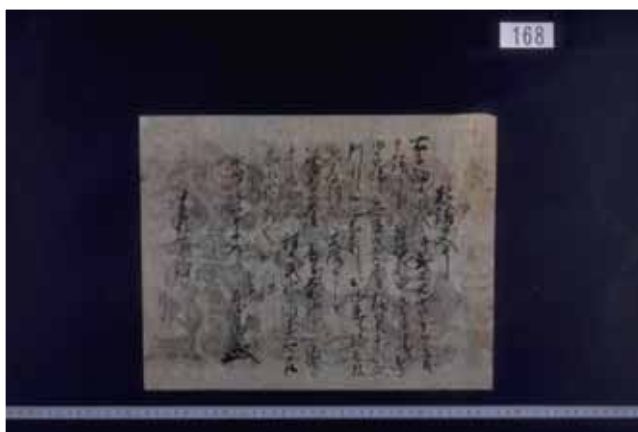
史料 長尾為景起請文

ながおためかけきしょうもん

永正10年(1513)8月19日

越後守護代・長尾為景が中条藤資へ差し下した起請文。起請文は約束事を牛王宝印という靈験のある紙の裏に書いたもので、神仏にかけて誓いを守る旨を記した。このころの越後は守護・上杉定実、守護代・為景の体制にあり、両者は緊張関係にあった。そのため、最も信頼する味方である藤資との間に起請文を交わしたものである。ただし、起請文は相互に約束を交わすものであり、両

者に主従関係を設定するものではない。戦国初期の大名と国人領主との関係が主君・家臣の関係となっていないことを窺わせる史料である。



《翻刻》

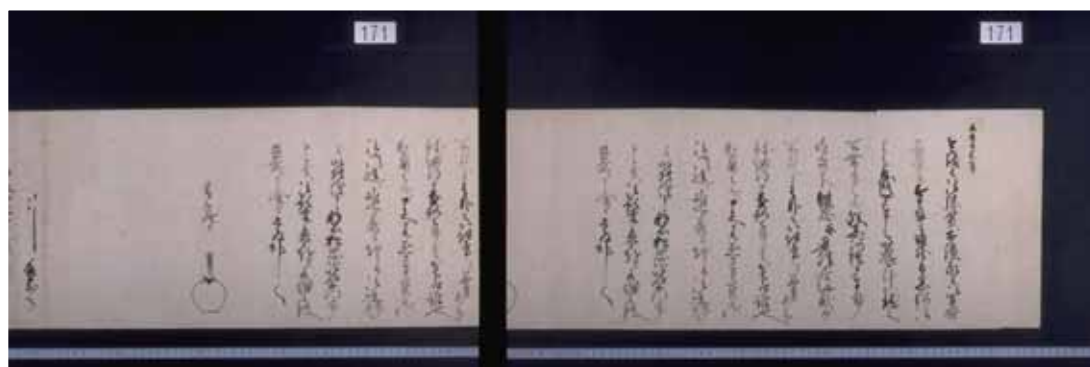
起請文事

右子細者、御代々我等名字無御余義申談候、依之并藤資御事者不及沙汰候、至御子孫も不可有御等閑于旨、翻宝印以血判承候、御深志忝候、於為景も弥毛頭不可存別心候、若偽而申候者、八幡大菩薩・春日大明神・諏方上下大明神、殊者氏神御霊可罷蒙御罰者也、如件仍

永正十年八月十九日

長尾左衛門尉為景（血判・花押）

中条越前守殿



史料 天室光育書状

てんしつこういくしよじょう

弘治元年（1555）11月4日

林泉寺前住職・天室光育が中条藤資に宛てた書状。光育は上杉謙信の学問の師である。この書状で、光育は謙信の意を受けて、代々境界争いが絶えない中条氏と黒川氏の間を仲裁している。謙信が国人間の争いを仲介することにより存在感を發揮し、中条氏ら揚北衆（阿賀野川以北の国人衆）を徐々に家臣団へ編入していったことが読み取れる。なお、本書状冒頭に、「今度者御陣勞二打続永々御在府」とあるのは、天文24年の第2次川中島出兵のことを指している。藤資は川中島の戦いに二度参陣しており、中条氏を代表する武将と言える。

《翻刻》

今度者御陣勞二打続永々御在府、御苦勞共無申計候、雖然与黒河御間之取成、可被申之心底計二候、就之所帶方之義、縦黒河様々被申事雖多之候、鼓岡并名津居式ケ

所計二候、其外者於何事も巨方不被
致納得候、遠路之事二候間、於下口誰人
兎角之義申之候共、不可有実義候、
御門送二雖可參候、却而御造作之
間、以使僧申候、將亦松岡源左衛門事
申候処二、御領掌忝存候、巨細之段
恕益二申含候、恐々謹言

(弘治元年) 霜月四日 光育(花押)

《現代語訳》

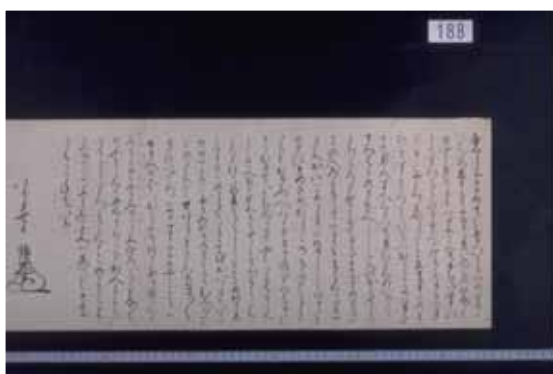
このたびは出陣のご苦労に打ち続き、長々の(春日山)御在府、御苦労様と申し上げる他ないところです。黒川氏との(紛争の)取りなしは、心底からこれを申し上げるばかりです。これについては、方々からの意見によって、黒川氏が様々申されることは多いですが、鼓岡と名津居の二か所ばかりでしょう。その他はどの提案もどちらか片方が納得しないでしょう。お互い遠方にいますので、誰彼がとかく色々申し述べるとは、実現性があるものではありません。直接参上するべきところですが、かえって御手間を取らせますので、使僧をやって申し上げます。また、松岡源左衛門のことをお願いしてありますが、ご了承いただいてかたじけなく思います。詳しいことは恕益に申し含んでおきます。恐々謹言。

史料 上杉謙信(輝虎)書状

天正2年(1574) 8月7日

上杉謙信が吉江(中条)景泰の両親である吉江景資夫婦へ宛てた手紙。天正2年7月、謙信は軍を率いて加賀へ侵攻した。このとき加賀の一向宗門徒・若林雅楽助らの立て籠もる朝日山城(石川県金沢市)を攻めたが、堅固な要害で城兵がよく守ったため、これを攻めあぐねた。このとき初陣で弱冠18才の景泰

は、謙信の制止を聞かず敵の鉄砲の面前に飛び出したため、謙信はこれを引き戻し、「いまにおしこめ」たので、心配しないようにと言っている。このときの合戦は激しく、景泰を負傷させては両親にすまないと思ひ、参戦させなかつたものである。理解してほしいと続けている。猛将として名高い謙信の意外な一面が窺えると同時に、鉄砲で武装した加賀一向宗の強さも伝えている。



《翻刻》

へつしてをもつて申候、あさひ（朝日）とりつめせめ候へは、いつれもとも候なかに、れいの与次、おなしくき四郎、身の事もいけん申候へ共、もちいす、ひとりつはう（鉄砲）のさきへかけりあるき候、身の事八ふたつしや（不達者）二候間、こしま（小嶋）をたのミひきすりかへし、いまにおしこめ候、さためてあんすへく候へ共、身の見あいながら、てつはうのさきへこし、てをおわせ候共、うちころさせ候とも、さためてそのとき八この入道をならて八うらミましく候間、一たんおいこめ候事八、くるしからず候とおもひ、そのためおしこめきめ申候、よつようとおもふへく候、かきさきけん三（柿崎源三）ももをうらおもてへうちぬかれ、やや二よりはりがへし候、又ちうけん（中間）まこ四郎も、てつはう二うちころされ候、いつれもかくし候間、このほか八しらす候、このこと二候間、てをおい候とも、いまきめ候より八ふうふのものともうらむへく候間、このたん申候、せいしを申候へ度共、なかなか身のいけん二八つかす候間、きやうこう八ありへ（吉江織部）そば二くよりほかにあるましく候、かへり候八八、ふうふなからふひん二候八八、まつまつあふましく候、あやまち候八八、ほへまわり候とも、よつ二たつましく候、このことはかり申へきため、ふうふかたへしゆ二申候、めてたくかさねて、以上

（天正二年）八月七日（上杉）謙信（花押）

よし江ありへ（吉江織部）殿

与次ろうほ（老母）へ

史料

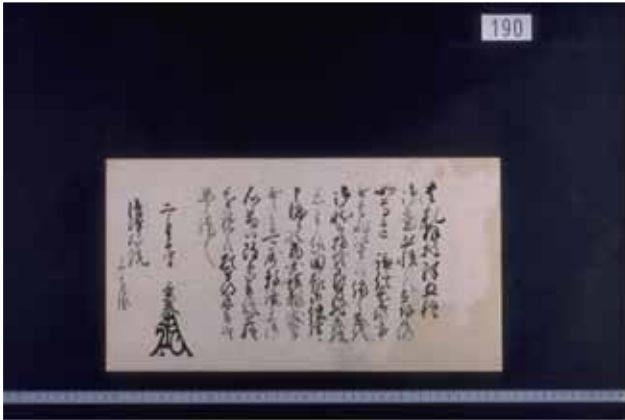
中条景泰書状

なかじょうかけやすしよじょう

天正7年（1579）2月14日

上杉景勝から高野山清浄心院宛ての書状の添え状として中条景泰が認めた書状。謙信の没後景勝が名跡を継ぎ、「当国錯乱之儀」（謙信の後継者争い「御館の乱」）は収まり、平穩になったことを知らせている。景泰は謙信に目をかけられ、吉江氏から名族中条氏に養子に入っていた。この書状からは景泰が景勝の側近くに仕えており、二代にわたり重用されていたことがわかる。御館の乱の間、中条氏の本拠地・鳥坂城は上杉景虎方に奪われていた。当主不在の状況下、一族の築地資豊が城奪回に奔走し、この年4月によつやく奪回する。しかし、景泰は中条の地へ赴くことがないまま、越

中国魚津城の城将として遣わされた。



《翻刻》

貴札拜披、殊五種
御意恐悦之至存候、仍
如尊意、謙信遠行之事、
無是非次第候、依之、当代へ
御状被指越、即及披露祝
着被申趣、回報御使僧へ
申渡候、次当国錯乱之儀、差事
無之候間、可属静謐候、可御
心易候、随而御音信計一種

進覽之候、猶奉期再音之時候、
恐々謹言、
(天正七年)二月十四日
(中条)景泰
清浄心院
参尊法

史料

魚津在城衆十一名連署書状

天正10年(1582) 4月23日

織田信長の部将・柴田勝家らに攻められ、守りについていた越中国・魚津城(現富山県魚津市)の武將たちが直江兼続に宛てた書状。この時期、上杉氏は謙信の後継争い「御館の乱」がようやく終結して後継者・景勝がその地歩を固めたばかりのところだったが、中央では信長の勢力が伸長し、武田氏が滅ぼされると、その矛先は上杉氏へ向いた。3月中旬、織田軍が魚津城をとり囲み、攻囲戦は以後二月半にも渡つて続いた。4月23日付のこの書状で、中条景泰らの武將たちは滅亡必至を伝え、景勝に披露してほしい旨を兼続へ依頼している。結局6月3日に至り、城は陥落し武將たちは全員自害する。しかし、その前日の6月2日に本能寺の変が起きたため、侵攻軍は引き揚げていき、上杉氏は滅亡の危機から辛くも逃れた。



《翻刻》
当月五日・同十一日之御書御両通
昨夜戌刻自松倉到来、謹而
奉拜見候、仍当地之儀、最前如申
上候、壁きわ迄取詰、夜昼雖
四十日雖相責申候、至今日迄相
抱申候、此上之儀者、各滅亡与存
定申候、此由可然様御披露奉
頼候、恐惶謹言
中條越前守
景泰(花押)
竹俣三河守
慶綱(花押)
吉江喜四郎
信景(花押)
寺嶋六三
長資(花押)
蓼沼掃部助
泰重(花押)
藤丸新介
勝俊(花押)
龜田小三郎
長乘(花押)
若林九郎左衛門尉
家吉(花押)
石口采女正
広宗(花押)
安部右衛門尉
政吉(花押)
吉江常陸入道
宗閻(花押)
山本寺松三
景長(花押)
直江与六殿

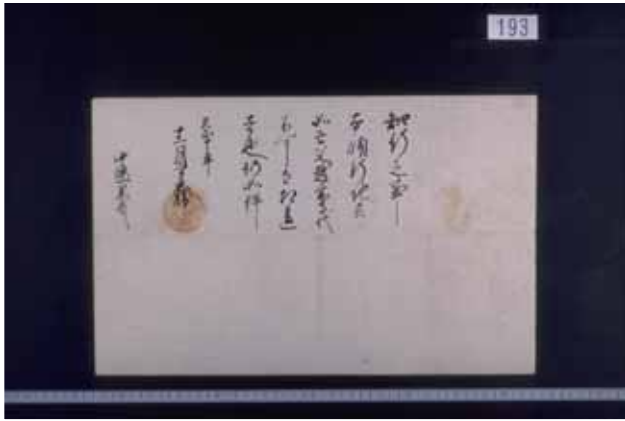
史料 上杉景勝朱印状

うえすぎがけかつしゅいんじょう

天正10年（1582）12月2日

魚津城攻防戦において、若干25歳で戦死した中条景泰の遺児・一黒が旧来の所領と新恩地を支配することを許した文書。新恩地については安堵状が現存しないが、景泰と共に戦死した祖父の吉江宗闇が、戦前に神保長住の旧領半分を景泰へ譲る旨を約束しているので、この地を指すのかもしれない。一黒は、後に与次三盛と名乗り、上杉氏の会津移封後は鮎貝城（現白鷹町）に封ぜられた。関ヶ原の役の出羽における戦い（慶長出羽合戦）では、栃窪口方面の与力として八ッ沼城（現朝日町）攻略に功績を

上げた。しかし、関ヶ原からの敗報により退却と決し、退却戦で負った傷が元で死去した。



《翻刻》
知行之事、
本領・新地共ニ、
如亡父越前守代、
不可有相違、
者也、仍如件
天正十年
十二月二日
景勝（朱印）
中条一黒殿

中条氏の歴史

山形県内に残る中条氏の史跡

中条氏は慶長3年（1598）、主家・上杉氏の会津移封に伴って、中条の地を離れ、出羽へ移ります。当主三盛は鮎貝城主（現白鷹町鮎貝）に封ぜられました。慶長5年（1600）、上杉景勝の上洛問題を契機として、徳川家康と反徳川大名との間に緊張が高まり、関ヶ原の役が勃発します。徳川勢ら東軍主力は小山で西へ反転しますが、景勝は東軍側へ就いた最上義光が酒田への侵攻を準備していることを知り、最上領への出兵を命じました。

中条三盛は各部隊が中山口・小滝口・大瀬口などの諸方面に分かれて進軍する中で、栃窪口方面の与力として陣割され、出陣します。最上氏との戦争（慶長出羽合戦）については、信頼できる史料が残らず、詳細は不明ですが、栃窪口の部隊は最上川西岸に沿って進軍し、望月隼人正の守る八ッ沼城（朝日町）を激戦の末陥落させたとされています。

その後、上杉氏の各部隊は順調に進軍しましたが、関ヶ原より敗報がもたらされ、一転退却と決します。三盛は退却戦のさなかに負った傷が元で亡くなったと言われています。

関ヶ原の役後、上杉氏は米沢30万石に減封されましたが、有力外様大名として存続します。中条氏は米沢藩上杉家の家老として代を重ね、明治維新を迎えました。

歴史の舞台となった鮎貝・八ッ沼の両城は、一国一城令で廃城となりましたが、現在でも当時の遺構をよく残しています。

現在の鮎貝城（白鷹町鮎貝）



二の丸を囲む水堀



二の丸土塁上から大手門方面を見たところ



八幡神社階段横から切岸を見たところ



東口の虎口

現在の八ツ沼城（朝日町大字三中字八ツ沼）



八ツ沼城全景



旗立森（城最上部）



下の曲輪から見た本丸跡



空堀(春日沼側の入り口)

中条氏関連年表

年代	西暦	内容
建久3	1192	10月、和田宗実、幕府より越後国奥山庄・相模国南深沢郷の地頭職に補任される。
建暦3	1213	和田合戦において高井重茂戦死する。越後国奥山庄・相模国南深沢郷は太郎重綱に安堵される。
承久2	1220	重茂の妻・津村尼、幕府に不服を申し立て、2地頭職に補任される。
嘉禎4	1238	津村尼、奥山庄の大部分を時茂に譲与する。
宝治1	1247	宝治合戦。和田実茂(時茂兄)およびその子・実泰、三浦方として参戦し戦死。
建治3	1277	建治分与。時茂は3人の孫に奥山庄等の地頭職を分与。奥山庄飯積・築地等を茂連へ。黒川等を茂長へ。関沢等を義基へ。(中条・黒川・関沢氏の成立)
弘安8	1285	尼意阿、建治分与を不服として訴えるが敗訴する。(第一回訴訟)
永仁4	1296	茂連の子、茂明・茂泰の間で相論(紛争)おき、この年、幕府、判決を下す(永仁4年裁許)。中条の三分の二を茂明が相続し、残りの茂泰旧領を「未処分之地」と定める。
永仁5	1297	第二回訴訟の裁決下る。茂連死去のとき、尼意阿と連名での訴訟の最中(第二回訴訟)だったため、その領地(中条等)は幕府に没収される。
正安3	1301	8月、幕府、茂明の主張を一部認め、中条地頭職を茂明に返付する。ただし、中条の三分の一(未処分之地)については収公されたままとする。(第三回訴訟判決)
嘉元3	1305	北条時村暗殺事件起きる。茂明、実行犯の一人として犯行後逃亡する。奥山庄中条、幕府に再収公される。
正和3	1314	茂連後家・道信、収公者である北条規時を相手に訴訟を起こし、この年和与成る。羽黒・鷹栖に領地を獲得する。
正和6	1317	茂明、領地が収公されたままの状態、嫡子・茂継にそれらを譲与する。
正慶2/元弘3	1333	1月、幕府、茂継に収公した領地を返付する。同月、茂継、護良親王よりの本領安堵の令旨を受ける(討幕活動への加担)。
正慶2/元弘3	1333	5月、鎌倉幕府滅亡、6月、建武新政権発足する。
正慶2/元弘3	1333	8月、新田義貞、越後守に任命される。
正慶2/元弘3	1333	10月、黒川茂実、後醍醐天皇諭旨を得て、奥山庄中条と金山郷の所領を得る。
建武元	1334	2月、黒川茂実、金山郷に入部しようとし、関義胤・中条茂資・羽黒義成に妨害され合戦となる。
建武元	1334	2月、羽黒義成、羽黒・鷹栖・加地庄古河の安堵を国司・新田義貞へ申請し、安堵を得る。
建武2	1335	6月、中条茂継、後醍醐天皇諭旨により中条の所領地頭職を安堵される。(中条所領の回復)
建武2	1335	12月、竹の下の戦い。新田義貞の新政府軍、足利尊氏軍と戦い敗走する。
建武2	1335	12月、足利方の佐々木景綱、羽黒義成・色部高長らを率いて、新田方の小国氏らを討つための兵を発する。
建武3	1336	2~9月、羽黒義成、佐々木景綱に従って、越後国内を転戦する。
建武4	1337	6月、中条茂継、弟・茂助に奥山庄、阿波国、相模国の所領を譲与する。
建武5/延元3	1338	閏7月、新田義貞戦死。
建武5/延元3	1338	閏7月、羽黒義成、足利直義より高師貞に従い、越後戦線に出陣するよう命じられる。
暦応4/興国2	1341	9月、黒川茂実、足利直義より、上杉憲顕に従い、越中戦線への動員を命じられる。
康永4/興国6	1345	5月、黒川茂実、戦功により足利尊氏より海老名忠文妻女跡地の所領を得る。
貞和2/興国7	1346	4月、中条茂助、幕府から奥山庄の所領の安堵状を得る。
観応2/正平6	1351	7月、中条茂助の所領・阿波勝浦山、小笠原蔵人の横領にあう。
観応2/正平6	1351	7月、上杉憲顕、越後守護を解任され、宇都宮氏綱が任命される。
貞治1/正平17	1362	11月、上杉憲顕、このころまでに越後守護職を環補される。
貞治6/正平22	1367	長尾高景が守護代に任命される。(守護上杉氏・守護代長尾氏体制のはじまり)
康暦2/天授6	1380	4月ごろ、上杉房方が越後守護に任命される。
応永28	1421	上杉房方、死去する。
応永30	1423	秋、守護・上杉頼方、守護代・長尾邦景が対立し、国人が双方に分かれて争う内乱が勃発する(応永の大乱)。
応永30	1423	秋、中条房資・黒川基実ら揚北衆が守護方として出陣する。
応永30	1423	守護方の黒川基実・加地氏・新発田氏ら、守護代方へ裏切る。黒川基実、守護方の伊達氏の夜襲を受けて切腹する。
応永33	1426	秋、中条房資、守護代方の山吉久盛を攻めるが、加地氏・新発田氏らの裏切りにより中条へ退却する。
応永33	1426	応永の大乱、守護代方の勝利で終結する。
応永34	1427	中条房資、守護代方へ裏切った羽黒時茂を攻め、切腹させる。
永正4	1507	守護代長尾為景、上杉定実を守護として擁立する。
永正10	1513	長尾為景、中条藤資と起請文を取り交わす。
享祿3	1530	上条定憲、長尾為景に対し兵を起こす(享祿・天文の乱)
天文2	1533	中条藤資ら揚北衆、上条方へつく。
天文5	1535	8月、長尾為景、隠居し、享祿・天文の乱終結する。
天文8	1539	中条藤資、守護上杉家へ伊達家からの養子縁組を仲介し、これをきっかけに内乱が起きる(天文の乱)。
天文17	1548	長尾景虎(上杉謙信)、家督を譲りうける。
永祿4	1561	中条藤資、川中島の戦いに出陣し、上杉正虎(謙信)より感状を受ける。
天正元	1573	吉江景泰、中条景資の娘と結婚し、中条家の名跡を継ぐ。
天正6	1578	上杉謙信死去する。上杉景勝と同景虎の間で後継者争いが起き、国人衆を巻き込んだ内乱となる(御館の乱)。
天正7	1579	4月、築地資豊、景虎方に奪われていた鳥坂城を奪回する。
天正8	1580	御館の乱が集結し、景勝が後継者となる。
天正9	1581	4月、中条景泰ら越中魚津城へ派遣される。
天正10	1582	3月、魚津城、柴田勝家ら織田氏北陸方面軍の包囲を受ける。4月、中条景泰ら12名の城将、直江兼続に滅亡必至の旨を書状で知らせる。6月3日、魚津城陥落する。
天正10	1582	6月2日、本能寺の変起き、織田信長殺害される。同月、柴田勝家ら侵攻軍、本国へ引き揚げる。
慶長3	1598	上杉氏、会津へ移封する。中条三盛、鮎貝城主へ封ぜられる。
慶長5	1600	関ヶ原の役勃発する。上杉景勝、最上氏領への出陣を命ずる。中条三盛、栃窪口方面に進軍し、ハツ沼城攻略に功を立てるが、退却時に負傷する。…以後大坂の陣を除き平和な時代が続く、明治維新を迎え

全国に分布する三浦和田氏の所領

(1277年 建治分与時点)

えちごのくに おくやまのしょう
越後国奥山荘

(現・新潟県胎内市の一部)

さぬきのくに まのちよくしごう
讃岐国真野勅旨郷

(現・香川県仲多度郡まんのう町の一部)

でわのくに とこまいごう
出羽国常枚郷

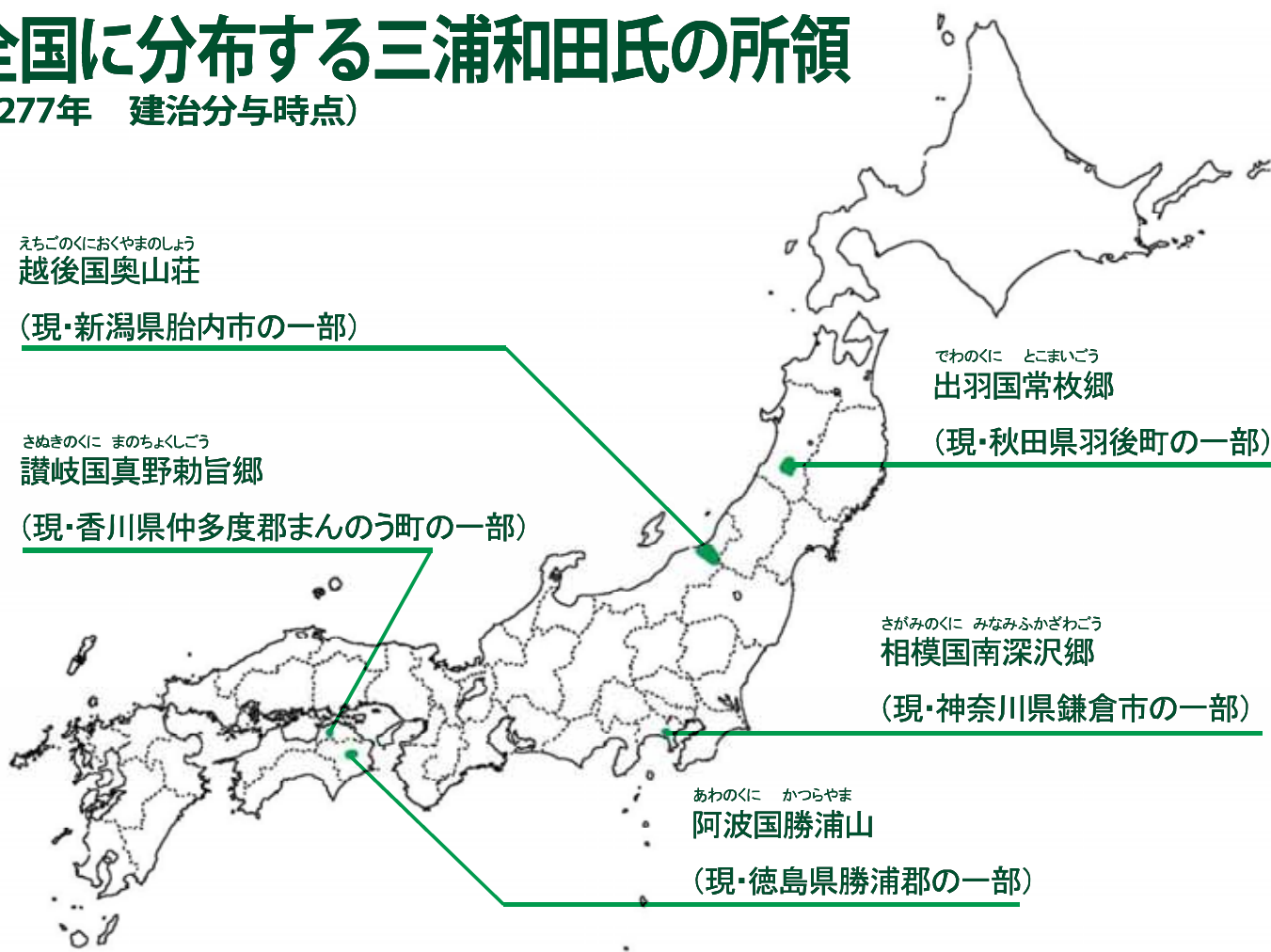
(現・秋田県羽後町の一部)

さがみのくに みなみふかさわごう
相模国南深沢郷

(現・神奈川県鎌倉市の一部)

あわのくに かつらやま
阿波国勝浦山

(現・徳島県勝浦郡の一部)



参考文献

解説作成にあたり以下の文献を参考にさせていただきました。記して御礼申し上げます。

- 『中条町史』
- 『新横須賀市史』
- 『新潟県史』
- 『白鷹町史』
- 『米沢市史』
- 『上越市史』
- 『朝日町史』
- 『横手市史』
- 『越佐史料』
- 『越中史料』
- 『歴代古案』(『史料纂集』 古文書編)
- 『上杉家御年譜』
- 『改定史蹟集覧』第5冊通記類
- 『日本歴史地名大系』
- 『角川日本地名大辞典』
- 『山形県中世城館遺跡調査報告書』
- 藤木久志『戦国社会史論』
- 佐藤博信『越後中世史の世界』

- 水澤幸一『奥山荘城館遺跡』
- 田村裕・坂井秀弥編『中世の越後と佐渡』
- 赤澤計眞『越後上杉氏の研究』
- 池享・矢田俊文編『定本上杉謙信』
- 井上鋭夫『一向一揆の研究』
- 鈴木かほる『相模三浦一族とその周辺史』
- 山本隆志『新田義貞 関東を落とすことは子細なし』
- 谷口克広『織田信長家臣名辞典』
- 谷口克広『信長の天下布武への道』
- 木村徳衛『直江兼続伝』
- 岡田清一『北条得宗家の興亡』
- 安田元久編『鎌倉將軍執権列伝』
- 入間田宣夫編『東北中世史の研究』
- 宮地正人ほか編『新体系日本史1 国家史』
- 近藤成一編『日本の時代史9 モンゴルの襲来』
- 大石直正・柳原敏昭編『展望日本歴史9 中世社会の成立』
- 米沢市上杉博物館『特別展上杉景勝』
- 矢田俊文・新潟県立歴史博物館編『越後文書宝翰集 古文書学入門』
- 長野県立歴史館『中世信濃武士意外伝』